

# 改正 事業承継税制 (2017～2018) — 特例の創設 —

# 事業承継税制

中小企業の事業承継を円滑に進めることを目的として、  
2009年4月から施行された「相続税の納税猶予制度」および  
「贈与税の納税猶予制度」

## < 贈与税の納税猶予制度の要件（一部） >

- ① 中小企業基本法の**中小企業**であること。
- ② **非上場会社**であること。
- ③ 資産管理会社に該当しないこと。
- ④ 後継者は、現経営者の親族に限定。
- ⑤ 贈与税の申告期限から**5年間**（事業継続期間）、事業を継続。
- ⑥ 事業継続期間中、毎期末の雇用（従業員）**8割以上**を維持。
- ⑦ 事業継続期間中、**毎年1回**経済産業局に**報告書**を提出。税務署に**継続届出書**を提出。（期間経過後は3年に1回）

業種分類	資本金額 上限	従業員数 上限	
製造業他	3億円	300人	
卸売業	1億円	または 100人	
小売業	5千万円		50人
サービス業	5千万円		100人

## • 平成27年 改正

### ① 親族外承継の対象化

→親族に後継者がおらず、従業員が事業を承継するような企業についても適用が可能となった。

### ② 雇用 8 割維持要件の緩和

→「雇用の 8 割以上を毎年維持」から「5 年間平均で維持」に緩和

### ③ 納税猶予打ち切りリスクの緩和

→利子税の負担を「2.1%」から「0.9%」に軽減

## • 平成29年 改正

相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の対象に加えることとなった。

# 相続時精算課税制度選択の効果



- 贈与税の納税猶予が取り消しになった場合に、後継者に高額な税負担が生じるおそれがあるため、平成29年1月より相続時精算課税制度との併用が認められることとなり、猶予取消時の贈与税負担が（株式評価額 - 2,500万円）×20%相当額（利子税別途）のみとなった。

- 【事例】**・総議決権株式数10,000株、1株30,000円、株価総額3億円。  
 ・先代経営者は株式全体の2/3(2億円)を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。  
 ・その他の資産なし。相続人は後継者1名のみ。相続財産(自社株)2億円に係る相続税額は4,860万円

①【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取消された場合】(改正前：暦年課税制度)



②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取消された場合(改正後：相続時精算課税制度選択の場合)



※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出。(利子税は考慮外)  
 ※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の2割に相当する金額が加算されます。また、贈与税額も高くなるケースがあります。  
 (出所：中小企業庁「平成29年度税制改正の概要について」28頁を基に作成)

# 平成30年度事業承継税制の特例の創設



- 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終わっていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。
- 円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継を後押しする。

## 平成30年度改正

	贈与税の納税猶予・免除制度	相続税の納税猶予・免除制度
納税猶予	<p>後継者である受贈者が、  <b>贈与</b>により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を  <b>贈与者</b>（先代経営者（⇒先代経営者等））から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、            その後継者が贈与前から既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の<u>3分の2に達するまでの部分（⇒全部）</u>について、  <b>贈与税の全額</b>につき、その先代経営者の死亡等の日までその<b>納税が猶予</b>される。</p>	<p>後継者である相続人又は受遺者が、  <b>相続又は遺贈</b>により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を  <b>被相続人</b>（先代経営者（⇒先代経営者等））から取得し、その会社を経営していく場合には、            その後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の<u>3分の2に達するまでの部分（⇒全部）</u>について、  <b>課税価格の80%（⇒100%）</b>に対応する<b>相続税</b>につき、その後継者の死亡等の日までその<b>納税が猶予</b>される。</p>
猶予税額の免除	<p>先代経営者又は後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税猶予されている贈与税の<b>納付が免除</b>される。</p>	<p>後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税が猶予されている相続税の<b>納付が免除</b>される。</p>

# 事業承継税制の特例適用のポイント

## ① 事業承継計画の提出

今後**5年以内**に**事業承継計画**を提出し、**10年以内**に実際に**承継**を行う。



## ② 従業員雇用要件の緩和

事業を引き継いだあと5年間の平均が8割に満たない場合でも猶予は継続。

ただし、**理由報告**が必要。

経営悪化が理由の場合は、認定支援機関による指導助言が必要。



### ③適用対象者の拡大

これまで経営者1人に対して承継者1人のみ猶予が認められていたが、複数人から株式を譲り受けた場合や、**複数（最大3人まで）**の後継者が株式を譲り受けた場合にも適用が可能。

後継者は、**代表権を有する者**に限る。

後継者が複数いる場合は、**議決権割合の10%以上**を有し、かつ、**議決権保有割合上位3位まで**の同族関係者に限る。

### ④対象株式・猶予割合の拡大

これまでは譲り受けた株式の2/3までが限度だったが、今後は全部が納税猶予の対象となる。また、これまで相続税の納税猶予について80%の限度が設けられていたが、平成30年度以降は**上限なし**となる。